# 部智細組 秦から南宋まで

## 吉田 誠夫 編

B5·740頁 定価(本体31,800円+税) ISBN978-4-8169-2841-3 2020年7月刊行

# 正確な理解が難しい、中国の職官・官署を 中央の上級官僚から地方の下級官吏まで網羅 秦の統一から南宋滅亡までの1500年間

- ●統一秦の成立から南宋末期まで、各王朝における職官 および官署など12,000件を立項した専門辞典です。ど の時代に設けられ、どのような職掌でどんな等級・階 層だったかなど、中国の職官・官署について基本的な 知識を得ることができます。
- ●各職官・官署は、日本語読み(ほぼ漢字音読み)の五十音 順に排列。設置された時代・王朝、その職掌、官秩 (俸禄)、人数、等級・位階および上級職・下位職の 関係などがわかります。
- ●名称・職掌が同じでも王朝ごとに位階・等級などが異 なる職官も、時代を追って簡便に記載しています。
- ●巻末に「逆引き索引」「参考文献 | 付き。

中国史·東洋史、 中国文学、中国書誌学の 研究者・研究施設などに おすすめします

### 編者プロフィール

吉田 誠夫 よしだ・のぶお

1941年東京生まれ。二松学舎大学大学院文学研 究科中国学専攻博士課程修了。芝浦工業大学高 校を経て東日本国際大学講師・同大学儒学文化 研究所副所長。2010年退職。

『中国文学研究文献要覧 1945~1977 (戦後編)』 (日外アソシエーツ 1979、「共編]) など。

2020.7

お問い合わせは… 日外アソシエーツ 営業局 TEL.03-3763-5241(代) FAX.03-3764-0845 〒140-0013 東京都品川区南大井6-16-16 http://www.nichigai.co.jp/

■貴店名

中国職官辞典 秦から南宋まで

定価(本体31,800円+税) ISBN978-4-8169-2841-3

₩

注

文



9784816928413

け

憲吏:唐代、御史台の官吏をいう。

元僚:幕府の僚属をいう。

県令:県の行政長官(県知事)、令と簡称される。戦国時代か らある官で、始皇の秦では郡県制を確立し、一万戸以上の 県に令を置き、秩は千石から六百石まで差があった。輔佐 として県丞・県尉が置かれた。秩は四百石から二百石まで 差があり、これを長吏と称し、百石以下には斗食(月俸十一 斛)・佐史(月俸八斛)があり、これを少吏と称した。また十 里ごとに亭を設けて亭長を置き、十亭を郷として三老(教化 を掌る)を置き、また有秩(郷の財政を掌る)・嗇夫(訴訟・徴税 を掌る)・游徼(盗賊の取り締まりを掌る。巡査)を置いた。漢 に踏襲され、縁辺の県では一万戸未満でも令と称された。 佐官に丞、尉が置かれ、中央政府によって任命された。ま た属吏には諸曹掾、史、書佐等があって県令、県長によっ て選任された。なお、王莽(在位8-23)の新では県宰といっ た。県丞と県尉はこの下に属する。魏、晋、南北朝では秦、 漢の制を襲用し、千戸以上の大県を統治する長官を令と称 し、千戸未満の県では長と称した。南朝では縁辺に少数の 他民族[非漢民族]が数百戸ないし数十戸くらいが僑居する だけの県にも令が置かれた。秩は六品から九品まで差が あった。おおむねは州郡の僚佐が昇遷して就任した。隋、 唐、五代十国では正五品上から従七品下まで。宋では幕職 州県官。神宗(趙頊。在位1067-1085)の時の元豊寄禄格[新寄 禄官]で従政郎と改めて職事官とし(→幕職州県官の「幕職州 県官一覧」)、徽宗 (趙佶。在位1100-1125) の崇寧2年 (1103) で は選人の階官[崇寧選人寄禄官七階]で第五階の通仕郎(→崇 寧選人寄禄官七階)。別に県令を置いて職事官とした。京朝 官、選人、三班使臣(→三班院)等の階官あるいは試銜(試補 -正式に任命されていない官。候補の官、見習いの官) の者が 任職し、知県事と称され、知県と簡称された。

元老:『後漢書』章帝紀に「行士財車・節郷屋の「趙]喜け

三世 位に在りて国の元老 史補』巻下に「宰相 相ひ 老と曰ふ」と。宋・趙升 に「国の老旧の名臣なり

権六部尚書:権吏部尚書 部尚書・権刑部尚書・権 宋の哲宗(趙煦。在位1085 日に置かれ、徽宗(趙信。 初に省かれ、北宋の高宗 (1138)に復た置かれた。( 部門・総尚書)。権尚書と 権六部侍郎:尚書省権吏部侍郎・権戸部侍郎・権礼部侍郎・権兵部侍郎・権刑部侍郎・権工部侍郎を総称した従四品官。哲宗(趙煦。在位1085-1100)の元祐2年(1087)に置かれ、徽宗(趙佶。在位1100-1125)の崇寧(1102-1106)初に省かが南宋の高宗(趙構。在位1127-1162)の建炎4年(1130)置かれた。権侍郎と簡称、権六曹侍郎と別称され

設置時代、職掌、 定員人数、位階等級に ついて記載。 上位・下位の関係もわかる

[2]

五威後関将軍:新の王莽(在位8-23)の始建国元年(9)に置かれた。『漢書』王莽伝に「尉睦侯王嘉に命じて曰く、羊頭 [山]の阸(ぁく)あり、北のかた燕・趙に当たれ、女(なんぢ)を五威後関将軍と作す。壺口[山]の険に拠つて撃ち、後(しりへ)を尉睦せよ」と。

五威左関将軍:新の王莽(在位8-23)の始建国元年(9)に置かれた。『漢書』王莽伝に「掌威侯[王]琦に命じて曰く、肴[山]・黽[池]の険あり、東のかた鄭・衛に当たれ、女(なんち)を五威左関将軍と作(な)す。函谷にて非難(非違を糾(ただ)し難(はば)む)し、威を左(ひがし)に掌(と)れ」と。

五威四関将軍:新の王莽(在位8-23)の始建国元年(9)に置かれ、京師の護衛、四辺の鎮圧・懐柔を掌るべく、五威前関将軍、五威後関将軍、五威左関将軍、五威右関将軍を置いた。(『漢書』王莽伝中)。

五威司命:王莽 (在位8-23) の始建国元年 (9) に置かれた官で、 上公以下の諸官を監察した。(「漢書』王莽伝中)。 →五威司命 将軍

中国職官辞典

しれい

市吏:後漢代、市場の交易を管掌した小吏。『後漢書』酷吏伝・樊曄に「初め光武[帝]、微なりし時、嘗て事を以て新野に拘(とら)はる、[その時]曄は市吏為(た)りて、餌(もち)一笥を魄(おく)る」と。

司理院: 罪法を掌る官署。五代十国の時、各州に馬歩院が置かれ、牙校(本営を守護する武官)が馬歩都虞候に充てられ、刑獄(裁判)のことを掌った。北宋の太祖(趙匡胤。在位960-976)の開宝6年(973)、馬歩院を司寇院と改称し、馬歩都虞候を廃して司寇参軍を置いた。太宗(趙炅[匡義]。在位976-997)の太平興国4年(979)、司寇院を司理院と改称し、司寇参軍を司理参軍とし、刑獄で勘鞫(かんきく)(罪人を審問し罪の有無を定めること。罪人の尋問調査)の事を掌った。→司理条軍

司理参軍:五代十国以来、諸州には馬歩獄が置かれ、牙校 (本営を守護する武官)をもって馬歩都虞候に充て、刑法を掌 らせた。これを馬歩院という。宋の太祖(趙匡胤。在位960-976) の開宝6年(973)、馬歩院を改めて司理院とし馬歩都虞 侯を廃し、始めて諸州に司寇参軍を置き、新しい進士及び 選人(官員候補者。幕職の州県官など下級の文臣寄禄官)を任じ た幕職州県官。太宗(趙炅[匡義]。在位976-997)の太平興国4 年(979)、司寇参軍を司理参軍と改称し、所属州の獄訟(民 事裁判) で勘鞘(かんきく)(罪人を審問し罪の有無を定めること。 罪人の尋問調査) のことを掌らせ、他職を兼ねさせなかった。 司理と簡称される。神宗(趙頊。在位1067-1085)の時の元豊 寄禄格[新寄禄官]で迪功郎と改め(→幕職州県官の「幕職州県 官一覧」)、従九品。哲宗(趙煦。在位1085-1100)の元祐(1086 -1093) の定制で上州に属するものは従八品、下州に属する ものは従九品とされた。徽宗(趙佶。在位1100-1125)の崇寧 2年(1103)では選人の階官[崇寧選人寄禄官七階]で第七階 の将仕郎 (→崇寧選人寄禄官七階)、従九品。南宋では左司理 参軍、右司理参軍が置かれている(→臨安府)。元に至って 廃された。

司律:音楽官。顔延年「赭白馬賦」(『文選』巻14)に見える。 侍立修注官:北宋の時、起居舎人に置かれた官。南宋の孝 宗(趙音。在位1162-1189)の淳煕15年(1188)、太常少卿が兼 元豊 (1078-1085) の官制改革 (元豊寄禄格[新寄禄官]) で廃された。

詞林官:翰林の別称。

士林館学士:梁の武帝(蕭衍。在位502-549)の大同7年(541)、 宮城の西に士林館を立て、学者を延集し、虞茘(503-561。 虞世基・世南はその子)を士林館学士とした。

司令:隋の文帝(楊堅。在位581-604)の開皇2年(582)に置かれ、内官の尚宮(宮廷女官。→尚宮)の属官。定員三人、図籍の管理、奏宣(皇帝への上奏文)の糾察を掌った。

**司礼**:尚書省の礼部のこと。唐の高宗(李治。在位649-683)の 竜朔2年(662)に司礼と改称され、咸亨元年(670)に礼部に 復した。

司隷:①『周礼』秋官司寇の属官。巡察し、治安と盗賊逮捕の 任に当たり、警察官に相当する官。 ②漢の武帝 (劉徹。在位 前141-前87)の政和4年(1114)、司隷校尉が設けられた。成 帝(劉驁。在位、前33-前7)の元延4年(前9)に廃されたが、哀 帝(劉欣。在位前7-前1)の綏和2年(前7)に司隷として再置さ れ、大司空に属し、丞相史直に比した。魏、晋に襲用され、 司州(今の河南省宣陽県)に置かれた。東晋では司隷を省き、 その職は揚州刺史に移管された。北魏、北斉では司州牧を 置いた。西魏、北周では『周礼』に倣って置き、秋官府に 属し、司隷下大夫(正四命)を長官、小司隷上士(正三命)を 副官とし、盗賊を捕らえることだけを掌った。 ③五胡十六 国の前趙では劉聡(昭武帝。在位310-318)の時に置かれ、地 方行政の長官(『晋書』載記・劉聡に「左・右司隷を置き、各(お のお)の戸二十余万を領す」と)。 ④隋初には雍州牧が置かれ、 煬帝 (楊広。在位604-618) の時には司天台が設けられ、司隷 大夫一人を置き、巡察のことを掌った。唐には無いが、京 畿採訪使が置かれ、その職をカバーした。

市令: 漢代の大城市の商業区には市長が置かれたが、長安には両市があって市長・市令が設けられた。南北朝にもほぼ置かれた。唐代では府、州、県の交易場には市令が属僚に市丞、市佐、市史、市師等を置いて主管した。太宗(李世民。在位626-649)の貞観17年(643)に廃されたが、睿宗(李旦。在位684-690。710-712)の垂拱(685-688。則天武后による (本年)年間が行われていた)年間にまた置かれ、その後も監御

o 22